

基本目標① 生活環境

「健康で安全、快適な生活環境が保たれているまち」を目指します。

施策1 「生活環境を快適にします」

■指標の達成状況

1 大気環境の保全

施策指標		達成状況 [※]				
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
1-①	大気汚染物質(NO ₂)の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
1-②	微小粒子状物質(PM _{2.5})の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
1-③	一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
1-④	空間放射線量率測定の実施率	◎	◎	◎	◎	◎
1-⑤	アスベスト除去現場への立入調査の実施率	◎	◎	◎	◎	◎

2 水・土壌環境の保全

施策指標		達成状況 [※]				
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
2-①	生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
2-②	岐阜市河川水質基準達成率	○	△	△	△	○
2-③	排水基準適合率	△	△	◎	△	△
2-④	地下水の概況調査における環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎
2-⑤	水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率	◎	◎	◎	◎	◎

3 騒音・振動・悪臭の規制

施策指標		達成状況 [※]				
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
3-①	騒音環境基準達成率(一般地域)	◎	△	◎	◎	◎
3-②	騒音環境基準達成率(自動車騒音)	○	○	○	○	○
3-③	騒音環境基準達成率(航空機騒音)	×	×	×	◎	◎

4 環境美化の推進

施策指標		達成状況 [※]				
		平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
4-①	岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数	○	○	◎	◎	◎
4-②	市中心部におけるポイ捨てごみの総数	◎	◎	◎	◎	◎
4-③	路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数	◎	◎	◎	◎	◎

※達成状況:「◎」は目標値達成、「○」は目標値に近づく、「△」は横ばい(基準値と比較して±10%の増減)、「×」は目標値から遠ざかる

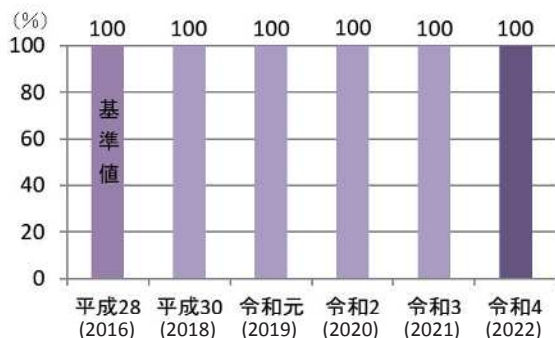
1 大気環境の保全

令和4年度の取り組み状況

施策1-1の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 大気汚染物質（NO₂）の環境基準達成率 担当課：環境保全課

◆指標の見方 一般環境大気測定局3測定局で環境基準を達成した日数／年間測定日数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 100%	現状維持

◆市の取り組み等

大気汚染防止法第22条第1項に基づき、市内3測定局で常時監視を実施しました。

その結果、環境基本法に基づく環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること）を満たした状況は右表のとおりです。これからも市民が健康で安心して暮らせるよう、常時監視とともに、必要に応じて市民に注意喚起を行う体制を維持していきます。

■NO₂の環境基準達成率（令和4年度）

測定局	達成日数 / 測定日数	達成率
岐阜中央	365日 / 365日	100%
岐阜南部	365日 / 365日	100%
岐阜北部	365日 / 365日	100%
合計	1095日 / 1095日	100%

■NO₂（二酸化窒素）とは

自動車、工場・事業場、家庭等から発生する。大部分がNO（一酸化窒素）として排出されるが、大気中で酸化されてNO₂（二酸化窒素）になる。NO₂は、高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨や光化学オキシダントの原因物質になると言われている。

コラム

大気の汚染に係る環境基準とは

環境基本法第16条第1項に規定されている大気の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準のことであります。

そのうち、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント及び微小粒子状物質については、下表のとおりです。

■大気汚染物質の環境基準

物質	環境上の条件(環境基準)
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。(S48.5.16告示)
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。(S48.5.8告示)
浮遊粒子状物質 大気中に浮遊する粒子の中で粒子の大きさが10μm以下の粒子	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。(S48.5.8告示)
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11告示)
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。(S48.5.8告示)
微小粒子状物質 大気中に浮遊する粒子の中で粒子の大きさが2.5μm以下の粒子	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。(H21.9.9告示)

■市内4測定局配置



●一般環境大気測定局 ○自動車排出ガス測定局

■大気汚染物質の推移

測定局	二酸化いおう(SO ₂) 単位: ppm					一酸化炭素(CO) 単位: ppm					浮遊粒子状物質(SPM) 単位: mg/m ³				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
岐阜中央	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						0.014	0.013	0.012	0.011	0.012
岐阜南部	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000						0.013	0.011	0.011	0.010	0.010
岐阜北部	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						0.012	0.009	0.007	0.007	0.007
3局平均	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000						0.013	0.011	0.010	0.009	0.010
岐阜明徳						0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.017	0.012	0.012	0.011	0.012

測定局	微小粒子状物質(PM _{2.5}) 単位: μg/m ³					二酸化窒素(NO ₂) 単位: ppm					光化学オキシダント(O _x) 単位: ppm				
	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)
岐阜中央	9.9	8.0	8.2	6.8	7.6	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.035	0.036	0.035	0.036	0.034
岐阜南部	11.7	10.5	9.9	8.8	8.9	0.010	0.010	0.008	0.009	0.009	0.034	0.034	0.034	0.037	0.036
岐阜北部	11.2	9.3	10.2	7.4	7.6	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.034	0.033	0.033	0.034	0.032
3局平均	10.9	9.3	9.4	7.7	8.0	0.008	0.007	0.006	0.007	0.007	0.034	0.034	0.034	0.036	0.034
岐阜明徳						0.009	0.008	0.007	0.007	0.007					

※大気の汚染状況は、時間や気象条件等によっても変動します。各測定局において、常時監視を実施しています。



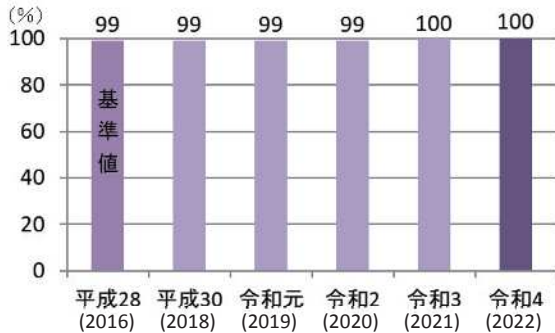
【環境省 大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」】
全国の大气汚染状況について、24時間、情報提供しています。大気汚染測定結果(時間値)と光化学オキシダント注意報・警報発令情報の最新1週間のデータを地図でみることができます。

☞ 環境省ホームページ <https://soramame.env.go.jp/>

② 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の環境基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 一般環境大気測定局 3 測定局で環境基準を達成した日数／年間測定日数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 99%	現状維持

◆市の取り組み等

大気汚染防止法第 22 条第 1 項に基づき、市内 3 測定局で常時監視を実施しました。

その結果、環境基本法に基づく環境基準のうち短期基準(1日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)を満たした状況は右表のとおりでした。

引き続き、市民が健康で安心して暮らせるよう、常時監視とともに、必要に応じて市民に注意喚起を行う体制を維持していきます。

■PM_{2.5}の環境基準達成率(令和4年度)

測定局	測定日数	達成日数	達成率
岐阜中央	298 日	298 日	100%
岐阜南部	296 日	296 日	100%
岐阜北部	351 日	351 日	100%
合計	945 日	945 日	100%

■微小粒子状物質(PM_{2.5})とは

大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $2.5 \mu\text{m}$ 以下の小さな粒子のこと。非常に小さいため、肺の奥まで入りやすく、呼吸器系や循環器系への影響が懸念されています。

コラム

光化学オキシダント発生の仕組み

光化学オキシダントは、工場や自動車から排出される NO_x(窒素酸化物)、VOC(揮発性有機化合物)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質です。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすいことが知られています。

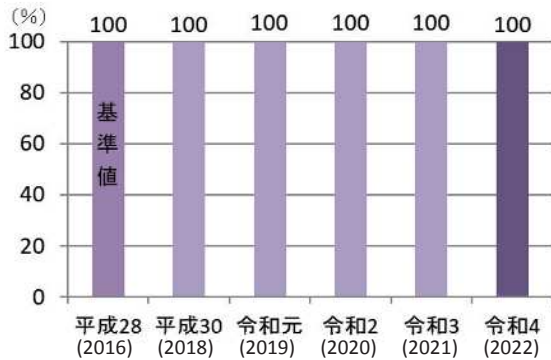
また、発生した光化学オキシダントと硝酸塩や硫酸塩などからなる固体成分の微粒子が混合して、周囲の見通しが低下した状態を光化学スモッグといい、目や喉、皮膚などに刺激症状を引き起こします。



③ 一般大気に係るダイオキシン類の環境基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 環境基準を達成した測定局数／全測定局数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 100%	現状維持

◆市の取り組み等

ダイオキシン類対策特別措置法第26条第1項に基づき、市内2測定局で年4回の測定を実施しました。その結果、一般環境大気の環境基準(年間平均値が0.6pg-TEQ/m³以下)を2箇所とも達成しています。市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き測定を実施し、市ホームページにおいて測定結果を公表していきます。

■ダイオキシン類の調査結果(令和4年度)

測定局	年間平均値
岐阜中央	0.013pg-TEQ/m ³
岐阜北部	0.0093pg-TEQ/m ³
2局平均	0.011pg-TEQ/m ³

※毒性等量(TEQ):

ダイオキシン類(PCDF、PCDD、コプラナーPCB)は、各異性体の毒性が異なるため、最も毒性が強い2,3,7,8-TeCDDの毒性に換算して合計した毒性等量(TEQ)で表す。

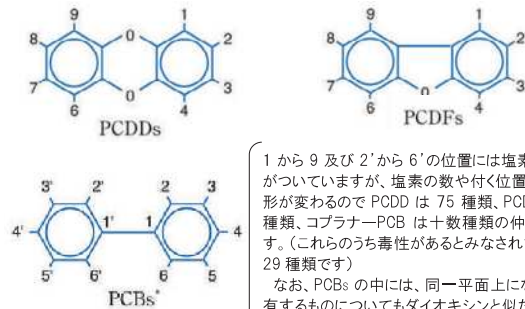
コラム

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を指し、200数十種類の仲間がありますが、そのうち29種類に毒性があるとされています。

ダイオキシン類の耐容一日摂取量(人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kg当たりの1日当たり摂取量)は4pg-TEQ/kg体重/日以下とされています。

ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定によりダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準が定められています。



1から9及び2'から6'の位置には塩素又は水素がついていますが、塩素の数や付く位置によっても形が変わるのでPCDDは75種類、PCDFは135種類、コプラナーPCBは十数種類の仲間があります。(これらのうち毒性があるとみなされているのは29種類です)

なお、PCBsの中には、同一平面上にない構造を有するものについてもダイオキシンと似た毒性を有するものがあり、我が国では、これらも併せてコプラナーPCBとして整理しています。

出典：ダイオキシン類2012(環境省庁共通パンフレット)

■一般環境のダイオキシン類の環境基準

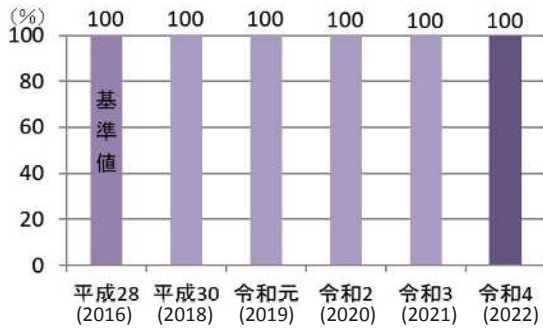
媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

※水質の汚濁(水底の底質の汚染を除く)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用されます。

④ 空間放射線量率測定の実施率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 調査地点において週1回実施



◆現況値 (令和4年度)	達成度
実施率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
実施率 100%	現状維持

◆市の取り組み等

岐阜市地域防災計画に基づく放射線モニタリング体制を構築し、原子力災害に備えるため、岐阜市役所において平常時の放射線量の測定を実施し、市ホームページで結果を公表しています。

NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータを用いて、概ね地上 1m の高さにおける空間放射線量率を週1回測定しました。

■空間放射線量率の測定結果(令和4年度)

測定場所	月平均最低値	月平均最高値	年間平均値
岐阜市役所	0.055 μ Sv/h	0.061 μ Sv/h	0.058 μ Sv/h

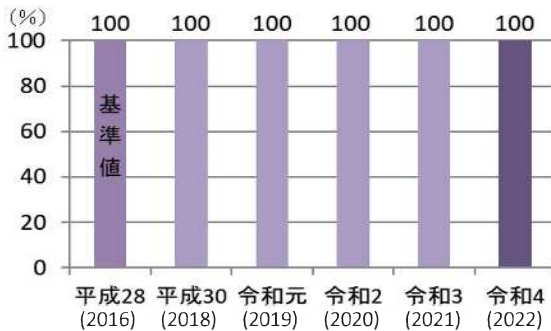
※ μ Sv/h: 一時間に吸収する放射線量

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き測定を実施し、市ホームページにおいて測定結果を公表していきます。

⑤ アスベスト除去現場への立入調査の実施率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 特定粉じん排出等作業現場への立入調査を実施



◆現況値 (令和4年度)	達成度
実施率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
実施率 100%	現状維持

◆市の取り組み等

アスベストの一般環境中への飛散防止として、特定粉じん排出等作業現場において、隔離養生し負圧に保つことが必要な現場全てに立入調査を実施しました。

関係部局と連携し、効果的な立入調査の実施を継続していきます。

■アスベスト除去現場の立入調査件数

区分	令和4年度
負圧隔離が必要な現場数	13件
立入調査の実施数	13件
立入調査の実施率	100%



■関連する主な事業等

施策1-1に関連する主な事業等は次のとおりです。(令和4年度)

◇大気汚染常時監視測定

担当：環境保全課

安心・安全で快適な生活環境を維持していくため、市内測定局に大気汚染自動測定機を設置し、大気監視テレメーターシステムにより常時監視を行っています。

本市では、一般環境大気測定局3局及び自動車排出ガス測定局1局の4局で常時監視を行っています。



■4 測定局における測定機器設置状況

測定機器等	岐阜中央	岐阜南部	岐阜北部	岐阜明德
SO ₂ ・SPM	○(S46)	○(S47)	○(S54)	○(H11) ^{※1}
NO・NO ₂	○(H3)	○(S50)	○(S52)	○(S55)
Ox	○(S46)	○(S49)	○(S52)	
PM _{2.5}	○(H23)	○(H22)	○(H24)	
HC		○(S54)		
CO				○(S53)
風向・風速	○(S46)			

※1 SPMの測定機器のみ設置

()内は設置年度

〔 SO₂：二酸化いおう SPM：浮遊粒子状物質 NO：一酸化窒素 NO₂：二酸化窒素
Ox：光化学オキシダント PM_{2.5}：微小粒子状物質 HC：炭化水素 CO：一酸化炭素 〕

◇一般環境中のアスベスト繊維数濃度測定

担当：環境保全課

市内3測定局において年2回、一般環境中の総繊維数濃度を測定しています。

総繊維数濃度が1本/Lを超過したものについては、アスベスト繊維数濃度を確定する同定検査を行います。

■一般環境中の総繊維数濃度測定結果(令和4年度)

測定局	6月	12月
岐阜中央	0.17本/L	0.088本/L
岐阜南部	0.18本/L	0.076本/L
岐阜北部	0.28本/L	0.070本/L

◇特定事業場への立入検査

担当：環境保全課

大気汚染防止法及び岐阜県公害防止条例に定められた施設を有する工場及び事業場等へ、届出内容及び規制基準の遵守の確認を行うために立入検査を実施しています。

■立入検査の状況(令和4年度)

区分	大気汚染防止法					県条例
	ばい煙	VOC	水銀	一般粉じん	特定粉じん排出等作業	一般粉じん
立入検査	35件	2件	6件	5件	57(13 [※])件	2件
測定等の行政検査	0件	0件	0件	0件	11件	0件
行政上の措置	改善勧告	0件	0件	0件	0件	0件
	改善命令	0件	0件	0件	0件	0件

※負圧隔離が必要な現場への立入検査件数

吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、建物所有者が行うアスベストの含有の有無の調査及びアスベスト除去等工事に要する費用の一部を補助しています。

コラム

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案について

平成 16 年 3 月に発覚した大規模な産業廃棄物不法投棄事案では、環境大臣の同意を得て平成 20 年から産廃特措法に基づく特定支障除去等事業を実施しました。自主撤去等を含め約 50 万 m³を掘削し、選別、運搬、処分を行い、平成 25 年 3 月末に対策工事が完了しました。平成 30 年度に仮設構造物撤去を行い、不法投棄現場における行政代執行が完了しました。不法投棄現場は民有地であり、行政代執行完了後は各土地所有者が管理することとなります。引き続き、行為者などに費用の支払いを求めるとともに、周辺モニタリング調査を継続していきます。



■対策工事と自主撤去による廃棄物の掘削量・搬出量・整形材利用量

区分	対策工事		自主撤去等	合計
掘削量	367,760 m ³		135,204 m ³	502,964 m ³
搬出量	178,385 t	(内訳) 可燃物 177,180 t 金属くずなど 1,027 t ダイオキシン類汚染物 178 t	100,910 t	279,295 t
整形材利用量	175,000 m ³		—	175,000 m ³

■周辺モニタリング調査結果(令和 4 年度)

調査対象		評価
水	河川水	河川環境基準に適合
	排水	比較参考とした排水基準に適合

※現場内モニタリング調査については、特定支障除去等事業完了以降、各基準に適合し問題は認められないことから、平成 29 年度をもって終了した。また、周辺モニタリング結果については、調査開始以降、各基準に適合し問題は認められないが、周辺環境への影響を鑑み、規模を縮小して継続している。

◇有害大気汚染物質調査

担当：環境保全課

有害大気汚染物質の長期曝露による健康影響の未然防止を図るため、岐阜中央測定局及び岐阜北部測定局（一般）で21物質、岐阜明德測定局（沿道）で6物質のモニタリング調査を実施しています。

「有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質」として248物質、そのうち、「優先的に対策に取り組むべき物質」（優先取組物質）として23物質が選定されています。そのうち、環境基準が設定されている物質が4種類、指針値が設定されている物質が11種類あります。

■岐阜中央測定局（一般）の調査結果（令和4年度）

物質	測定結果 (年平均値)	環境基準値	指針値
アクリロニトリル	0.0026 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
アセトアルデヒド	1.8 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化ビニルモノマー	0.0032 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
塩化メチル	1.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	94 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	0.11 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
酸化エチレン	0.058 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.078 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ジクロロメタン	0.97 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	—
水銀及びその化合物	1.6ng-Hg/ m^3	—	40ng-Hg/ m^3 以下
テトラクロロエチレン	0.013 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	—
トリクロロエチレン	0.17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	130 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	—
ニッケル化合物	0.85ng-Ni/ m^3	—	25ng-Ni/ m^3 以下
ヒ素及びその化合物	0.58ng-As/ m^3	—	6ng-As/ m^3 以下
1,3-ブタジエン	0.0081 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
ベリリウム及びその化合物	0.0076ng/ m^3	—	—
ベンゼン	0.52 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	—
ベンゾ[a]ピレン	0.053ng/ m^3	—	—
トルエン	2.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
ホルムアルデヒド	2.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	—	—
マンガン及びその化合物	6.6ng-Mn/ m^3	—	140ng-Mn/ m^3 以下
クロム及びその化合物	1.4 ng/ m^3	—	—



※優先取組物質（23物質）のうち、「ダイオキシン類」は「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき測定を実施しています。

また、「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」は、「クロム及びその化合物」として全量で測定しています。

※環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。

※指針値とは、有害性評価に係るデータの化学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものです。

2 水・土壌環境の保全

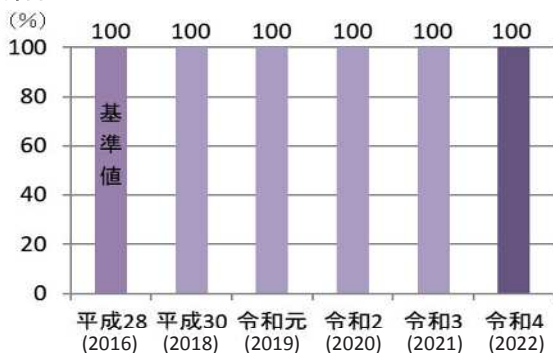
令和4年度の取り組み状況

施策1-2の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 環境基準達成地点数／環境基準点数（8地点）



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 100%	現状維持

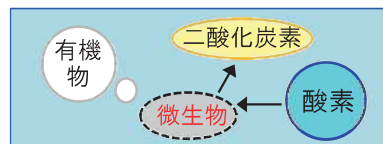
◆市の取り組み等

水質汚濁防止法による県計画及び市計画に基づき、定期的に水質及び底質調査を実施しました。その結果、市内環境基準点（8地点）における環境基本法で定められた生活環境項目 BOD の調査結果は下表のとおりで、全ての地点で環境基準に適合しています。

引き続き、市民が健康で安心して暮らせるよう、常時監視とともに、必要に応じて市民に注意喚起を行う体制を維持していきます。

■BOD(Biochemical Oxygen Demand)とは

水の汚れを表す指標で、好気性バクテリアが、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素の量のことです。この数値が大きいほど水は汚れていることになります。



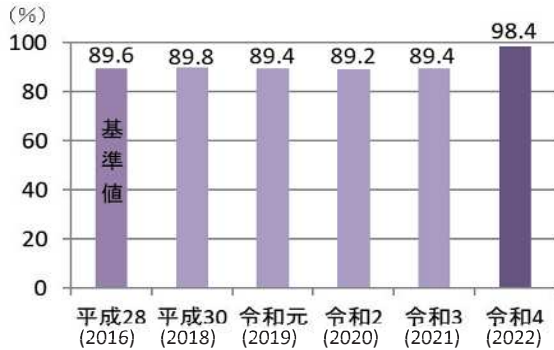
■環境基準点における環境基準達成状況(令和4年度)[BOD75%水質値]

環境基準点	類型	基準値	調査結果
1 長良川中流(藍川橋)	A	2 mg/L 以下	0.6 mg/L
2 長良川下流(長良大橋)	A	2 mg/L 以下	0.7 mg/L
3 伊自良川上流(繰舟橋)	A	2 mg/L 以下	0.7 mg/L
4 伊自良川下流(竹橋)	C	5 mg/L 以下	1.7 mg/L
5 境川上流(東辰新橋)	C	5 mg/L 以下	1.3 mg/L
6 境川下流(境川橋)	C	5 mg/L 以下	2.7 mg/L
7 荒田川(出村)	B	3 mg/L 以下	1.9 mg/L
8 鳥羽川(伊自良川合流前)	B	3 mg/L 以下	0.7 mg/L

② 岐阜市河川水質基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 環境基準点（8地点）における、各類型の基準値達成検体数／年間の検体数（検査延べ件数）



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 98.4%	○
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 89.6%	達成率 100%

◆市の取り組み等

環境基準点（8地点）における生活環境項目の水質調査に関し、市独自の基準（年間の総検体数（検査延べ数）のうち、各類型の基準値を達成した検体数の割合）を設定しています。

この基準は、水質の指標として一般的に用いられる BOD75%値と比べ厳しい基準となっており、達成状況は下表のとおりで、概ね基準を達成しています。

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き水質の監視を実施していきます。

■生活環境の保全に関する環境基準の達成率（令和4年度）

環境基準点	年間検体数	達成検体数	達成率
①長良川中流(藍川橋)	60	60	100%
②長良川下流(長良大橋)	60	60	100%
③伊自良川上流(繰舟橋)	60	55	91.7%
④伊自良川下流(竹橋)	48	48	100%
⑤境川上流(東辰新橋)	48	48	100%
⑥境川下流(境川橋)	48	48	100%
⑦荒田川(出村)	60	58	96.7%
⑧鳥羽川(伊自良川合流前)	60	60	100%
8地点合計	444	437	98.4%



■参考 水生生物保全に係る水質環境基準達成状況(令和4年度)

「人の健康の保護」と「生活環境の保全」に加え、水生生物の生息及び生息環境の保全を目的として、「水生生物保全に係る水質環境基準」が設定され、水生生物の生息状況等に応じて、水生生物保全に係る水質環境基準に係る類型が水域ごとに指定されています。

環境基準点	水生生物保全類型	全亜鉛(mg/L)		ノニルフェノール(mg/L)		直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)(mg/L)	
		基準値	実績(平均値)	基準値	実績(平均値)	基準値	実績(平均値)
①	生物 A	0.03 以下	0.004	0.001 以下	<0.00006	0.03 以下	0.0007
②	生物 B	0.03 以下	0.009	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.00065
③	生物 B	0.03 以下	0.003	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.00065
④	生物 B	0.03 以下	0.007	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0008
⑤	生物 B	0.03 以下	0.030	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0025
⑥	生物 B	0.03 以下	0.023	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0027
⑦	生物 B	0.03 以下	0.015	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0025
⑧	生物 B	0.03 以下	0.005	0.002 以下	<0.00006	0.05 以下	0.0016

コラム

水質汚濁に係る環境基準とは

環境基本法第16条の規定による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のことで、それぞれ下表のとおり環境基準が定められています。また、水質汚濁防止法では健康に関する一律排水基準が定められています。

■人の健康の保護に関する環境基準、一律排水基準

項目	基準値		項目	基準値	
	公共用水域	排水		公共用水域	排水
カドミウム ^{※1}	0.003mg/L	0.03mg/L	トリクロロエチレン	0.01mg/L	0.1mg/L
全シアン ^{※1}	検出されないこと	1mg/L	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	0.1mg/L
鉛 ^{※1}	0.01mg/L	0.1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L	0.02mg/L
六価クロム ^{※1}	0.02mg/L	0.5mg/L	チウラム	0.006mg/L	0.06mg/L
砒素 [※]	0.01mg/L	0.1mg/L	シマジン	0.003mg/L	0.03mg/L
総水銀 ^{※1}	0.0005mg/L	0.005mg/L	チオベンカルブ	0.02mg/L	0.2mg/L
アルキル水銀 ^{※1}	検出されないこと		ベンゼン	0.01mg/L	0.1mg/L
PCB	検出されないこと	0.003mg/L	セレン ^{※1}	0.01mg/L	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	0.2mg/L	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L	
四塩化炭素	0.002mg/L	0.02mg/L	ふっ素 ^{※1}	0.8mg/L	8mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	0.04mg/L	ほう素 ^{※1}	1mg/L	10mg/L
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	1mg/L	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	0.5mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	0.4mg/L	有機燐化合物		1mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L	3mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 ^{※2}		100mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L	0.06mg/L			

※1 一律排水基準では、その化合物を含む。 ※2 アンモニア性窒素は測定値に0.4を乗じて計算する。

■生活環境の保全に関する環境基準（河川）

類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU/100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

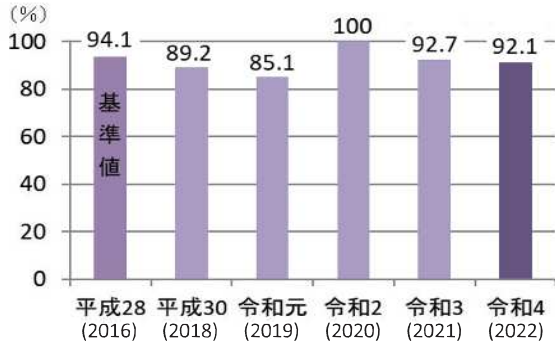
類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下

※基準値は令和5年4月1日時点の値

③ 排水基準適合率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 排水基準の適合事業場数／排水基準適用事業場数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 92.1%	△
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 94.1%	達成率 100%

◆市の取り組み等

水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例による排水基準に基づき、定期的に特定事業場に立入検査を実施しました。

実施結果は右表のとおりで、排水基準を超過した3事業場に対して、勧告・注意等の指導を行いました。

これからも効果的な立入指導により排水基準の遵守を指導していきます。

■立入検査の結果 (令和4年度)

区分		事業場数
立入検査		97件
排水検査		38件
結果	適合	35件
	超過	3件



コラム

岐阜市の地下水質

岐阜市内の地下水はおおむね北東部から南西部へ流れる過程で、主として重炭酸カルシウム型の塩を溶かし込んでいると見られ、南西部に向かうに従ってカルシウム及びアルカリ度(pH値)も上昇する傾向にあります。

金華山山麓から南部にかけての市街地では成分濃度が全体に低く、浸透して間もない降水が地下水に影響しているものと思われます。これは山間部がチャートを多く含み成分の溶出を困難にしているのが一因であると考えられます。

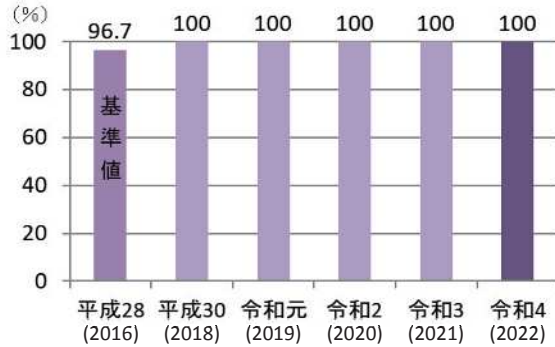


岐阜市周辺における地下水の流動方向は、第1礫層の等高線にほぼ沿ったものと長良川、伊自良川、鳥羽川等の河川に沿った流動方向が考えられます。

④ 地下水の概況調査における環境基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 環境基準達成地点数／調査地点数



◆現況値 (令和4年度)	達成率 100%	達成度	◎
◆基準値 (平成28年度)	達成率 96.7%	◆目標値 (令和4年度)	達成率 100%

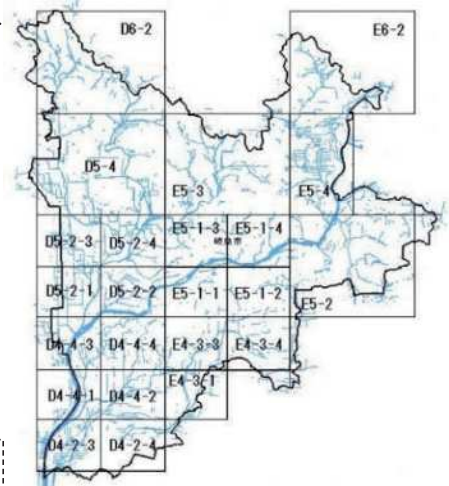
◆市の取り組み等

岐阜県公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画に基づき、調査地点(23 地点※)におけるカドミウム等の健康項目(28 項目)について、年 1 回地点を変えて調査を実施しています。

その結果、全ての地点において、全調査項目につき環境基準に適合していました。

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き地下水の監視を実施していきます。

※令和 3 年度に調査地点数を 30 地点から 23 地点に見直し



市内を 2.5～5km メッシュで 23 区域に区分し、区域毎に井戸を 1 箇所選定

■調査項目(28 項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

コラム

住宅地等における農薬使用について

農薬は、農産物などの病気や害虫の防除において有効な手段であり、適切に使用すれば安全な資材です。

しかし、周囲に飛散することで、人の健康や畜産動物、周辺の生活環境などに影響を及ぼす場合があります。そこで、学校や保育所、病院、公園など、住宅地やその周辺で病害虫や雑草の防除を行う場合は、まず「農薬を使用しない方法」を考えましょう。

また、病害虫や雑草の発生状況から、やむを得ず農薬を使用する場合には、周辺の方への事前通知や、飛散の防止措置をお願いします。

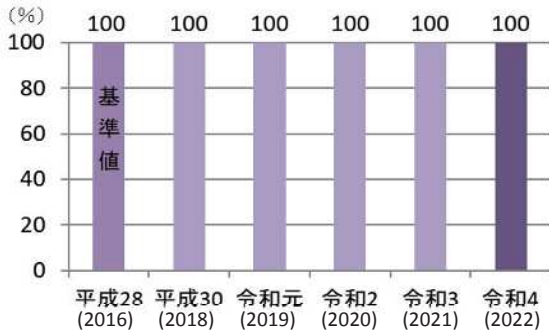


出典：農林水産省リーフレット
https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/index.html

⑤ 水質・土壌に係るダイオキシン類の環境基準達成率

担当課：環境保全課

◆指標の見方 環境基準達成地点数／調査地点数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 100%	現状維持

◆市の取り組み等

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、市内河川や公園等において監視を実施しました。その結果、同法で定められた河川水、河川底質、地下水及び土壌の環境基準をすべて達成しています。

市民が健康で安心して暮らせるよう、引き続き水質及び土壌等の監視を実施していきます。

■河川水、河川底質及び地下水調査結果(令和4年度)

調査地点	河川水	河川底質	地下水
	濃度	濃度	濃度
長良川 長良橋	0.055 pg-TEQ/L	0.43 pg-TEQ/g	
鳥羽川 正城橋	0.23 pg-TEQ/L	8.2 pg-TEQ/g	
境川 境川橋	0.34 pg-TEQ/L	0.66 pg-TEQ/g	
荒田川 水門橋	0.54 pg-TEQ/L	15 pg-TEQ/g	
民間事業所(北野西)			0.013 pg-TEQ/L
民間事業所(福光西)			0.012 pg-TEQ/L
民間事業所(鏡島西)			0.012 pg-TEQ/L

■土壌調査結果(令和4年度)

調査地点	区分	濃度
出屋敷公園	一般環境	3.5 pg-TEQ/g
福光公園	一般環境	0.24 pg-TEQ/g
江崎公園	一般環境	1.3 pg-TEQ/g
西秋沢公園	発生源周辺	3.6 pg-TEQ/g
からかさ松公園	発生源周辺	1.7 pg-TEQ/g
西郷北公園	発生源周辺	0.17 pg-TEQ/g
フィールドかけぼら	発生源周辺	0.0073 pg-TEQ/g
則松球場	発生源周辺	0.93 pg-TEQ/g

コラム

有機フッ素化合物(PFAS)とは

有機フッ素化合物の総称であり、1万種類以上の物質があります。水や油をはじく効果があり、熱にも強いことから半導体など身近な製品に使われています。ただ、一部は自然界で分解されにくく、身体に蓄積されるため、人への有害性が指摘されるものもあり、これらの製造と輸入は原則禁止されています。環境省が実施した河川や地下水の調査では、全国各地で暫定的な目標値を上回る高い濃度が検出されました。

コラム

岐阜市の水環境

本市には、長良川をはじめとする貴重な水環境があります。この恵み豊かな水環境を守り育て、次世代に引き継いでいくため、保全活動に取り組みましょう。

長良川中流域(名水百選 昭和 60 年 3 月 28 日選定 環境庁)

美濃、関、岐阜市にわたる中流域部分約 45 キロメートルを指します。流域にはダムがないなど人工改変度が小さく、約 85 万人の流域人口を抱えながら、上流 AA、中流 A の環境基準を満たしている清流河川です。



岩舟渓谷・萩の滝(岐阜県の名水 50 選 昭和 61 年 10 月 14 日選定 岐阜県)

百々ヶ峰から発する渓流を集め、二段に流れ落ちる滝と荒々しく流れる渓谷で、四季折々の景観をつくり、人の心を和ませてくれます。



松尾池(ぎふ水と緑の環境百選 昭和 61 年選定 郷土の環境を守る会)

明治 18 年に萩の滝から流れる清流をかんがい用に利用するため、谷をせき止めて用水池(松尾池)を造り、長良志段見地区の田畑へ送水し今日に至っています。



達目洞(逆川上流)(平成の名水百選 平成 20 年 6 月 5 日選定 環境省)

達目洞には金華山からの湧水を水源とする逆川が流れ、絶滅危惧種のヒメコウホネをはじめとした貴重な動植物の宝庫となっています。現在、「達目洞自然の会」が市民等と協働で自然環境の保全に努めています。



(参考)「水環境総合情報サイト」

全国の公共用水域水質データや名水百選などの状況を環境省が公開しています。

☞ <https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>

コラム

海洋プラスチックごみとは

今、海洋汚染の原因として、海洋プラスチックごみが注目されています。平成 27(2015)年に、国連が 2030 年までの目標として採択した「持続可能な開発目標」(SDGs)の一つに海洋環境保全があり、2025 年までにあらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減することを掲げています。

ペットボトルなどの容器包装から日常生活のあらゆる場所で利用されているプラスチックですが、ポイ捨てなど不適切に処分されたプラスチックごみが大量に川から海に流れ出て、海の環境を汚し、海の生き物にも悪影響を及ぼしています。平成 30 年の夏、神奈川県鎌倉市の浜辺に打ち上げられたクジラの赤ちゃんの胃の中からプラスチックごみが出てきました。このように死んだクジラの胃からビニール袋などのプラスチックごみが発見される例が世界各地で報告されています。また、プラスチックごみが小さな破片となった「マイクロプラスチック」(5mm 以下のサイズのものをいう)を、魚や貝などが間違えて食べてしまう例も確認されています。

プラスチックはリサイクルすることができます。プラスチックの利用を減らし(リデュース)、できるだけ繰り返し利用し(リユース)、きちんと分別する(リサイクル)、プラスチックの 3R を進めていくことが必要です。

■関連する主な条例・計画等

施策 1-2 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇岐阜市地下水保全条例

担当：環境保全課

地下水を汚染から守り、そのかん養を図ることによって、自然環境の保全及び水循環の安定に寄与し、市民の健康及び生活環境を保護するとともに、秩序ある事業活動の促進に向けた事項を定めた地下水保全条例を平成 14 年 6 月に制定し、平成 15 年 4 月から施行しています。



◇岐阜市生活排水対策推進計画

担当：環境保全課

平成 5 年 1 月に県から「生活排水対策重点地域」の指定を受けたため、「生活排水対策推進計画」を平成 6 年 2 月に策定しました。これに基づき生活排水対策の必要性を普及啓発するとともに、公共下水道等の施設整備及び各家庭での発生源対策を行い水質保全を図っています。



■関連する主な事業等

施策 1-2 に関連する主な事業は次のとおりです。（令和 4 年度）

◇河川水質調査

担当：環境保全課

水質環境基準（河川）の達成状況を把握するため、県計画及び市計画に基づき長良川及び支川の定期的な水質及び底質調査を行っています。

本市では、市内測定 29 地点において、水質環境基準（健康項目及び生活環境項目）の達成状況を調査しています。

令和 4 年度の調査結果は、すべて環境基準に適合していました。

No.	河川名	地点名	類型
県計画			
1	長良川	◎藍川橋	A
2		長良橋	A
3		鏡島大橋	A
4		穂積大橋	A
5		◎長良大橋	A
6	伊自良川	本郷橋	A
7		◎繰舟橋	A
8		◎竹橋	C
9	境川	高田橋	C
10		◎東辰新橋	C
11		◎境川橋	C
12	荒田川	◎出村	B
13	鳥羽川	寺内橋	B
14		◎伊自良川合流前	B

※◎は環境基準点

※底質調査は、伊自良川、境川、荒田川の 3 河川で実施

No.	河川名	地点名
15	新荒田川	第一祈年橋
16		市場橋
17	福富川	童子橋
18	山田川	長良川合流前
19	論田川	日東橋
20	大江川	日置江高桑大橋
21	天神川	鳥羽川合流前
22	正木川	伊自良川合流前
23	早田川	伊自良川合流前
24	板屋川	伊自良川合流前
25	両満川	長良川合流前
26	清水川	清水橋
市計画		
27	岩戸川	新荒田川合流前
28	石田川	岐阜女子大学前
29	新堀川	伊自良川合流前



◇長良川水浴場の水質調査

担当：環境保全課

平成 13 年に「日本の水浴場 88 選」として選定された長良川水浴場について、水質の現状を把握し、必要に応じて必要な措置を講ずるため、毎年、水質調査を行っています。



■長良川水浴場調査結果(令和 4 年度)

調査月日	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度	判定
5月16日	平均 31 個/100mL	無	平均 1.4 mg/L	平均 1m 以上	水質 A
5月17日					
8月1日	平均 19 個/100mL	無	平均 1.1 mg/L	平均 1m 以上	水質 A
8月2日					

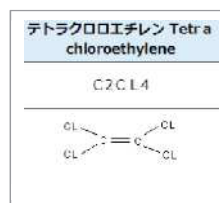
■水浴場水質判定基準

区分	ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質 AA 不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 (1m 以上)
	水質 A	油膜が認められない	2mg/L 以下	全透 (1m 以上)
可	水質 B	常時は油膜が認められない	5mg/L 以下	1m 未満から 50cm 以上
	水質 C	常時は油膜が認められない	8mg/L 以下	1m 未満から 50cm 以上
不適	1000 個/100mL を 超えるもの	常時、油膜が認められる	8mg/L 超	50cm 未満

◇地下水汚染モニタリング調査(テトラクロロエチレン等)

担当：環境保全課

平成 12 年 11 月から平成 15 年 2 月に実施したテトラクロロエチレン等に係る地下水汚染調査により判明した汚染地区及び要監視地区において、定点井戸におけるモニタリング調査等を実施し、経年的に汚染状況や浄化対策効果の把握に努めています。汚染地区及び要監視地区は下表のとおりで、調査地点において 5 項目(テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、クロロエチレン)の調査を行っています。



■汚染地区(令和 4 年度)

地区名	指定年月	調査地点数
①南部	平成 13 年 7 月	16
②鶯谷・殿町	平成 13 年 7 月	8
③厚見	平成 13 年 11 月	4
④新粟野	平成 14 年 2 月	3
⑤切通	平成 14 年 9 月	4

■要監視地区(令和 4 年度)

地区名	指定年月	調査地点数
⑥上加納	平成 14 年 11 月	2



地下水汚染等エリア図

◇六価クロム地下水汚染対策

担当：環境保全課

昭和 46 年に六価クロムによる地下水汚染が判明し、原因とされるメッキ工場周辺住民の健康を保護するため、現在では、鏡島地区の 3 地点の井戸において年 4 回の定点監視調査を実施しています。

※六価クロムの地下水の環境基準 0.02mg/L 以下

◇地下水位定点・定時観測調査

担当：環境保全課

地下水の状況及び地盤沈下の可能性を把握するため、昭和 48 年度から市内 8 箇所の井戸に水位自動測定器を設置し、経年的に地下水位を観測しています。

市内 8 箇所の観測井及び観測結果は下表のとおりで、年間を通し全ての観測井において安定した水位を保持しています。

■地下水位定点・定時観測調査結果(令和 4 年度)

観測所名	校区	井戸形態	観測開始年月	年平均標高水位
①萱場井	城西	堀井戸	昭和 48 年 8 月	8.51 m
②西改田井	七郷	堀井戸	昭和 49 年 6 月	9.90 m
③三輪井	三輪南	専用井戸	昭和 52 年 10 月	33.17 m
④前一色井	長森北	堀井戸	昭和 49 年 6 月	9.42 m
⑤華陽フロンティア高井	鶉	専用井戸	昭和 49 年 6 月	3.79 m
⑥清水緑地井	加納東	専用井戸	昭和 50 年 4 月	6.81 m
⑦中西郷井	西郷	専用井戸	昭和 53 年 10 月	11.89 m
⑧明德井	明郷	専用井戸	平成 26 年 11 月	8.71 m



調査地点図

◇ゴルフ場排水調査

担当：環境保全課

「岐阜市ゴルフ場環境管理指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場と環境管理協定書を締結し、農薬等の使用量の抑制、排水などの監視指導を行うとともに、排水水について農薬検査を行っています。

■ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針

令和 4 年度現在、殺虫剤をはじめ 20 農薬について指針値が設定されています。

区分	農薬数
殺虫剤	5
殺菌剤	9
除草剤	6

【協定締結ゴルフ場】

長良川カントリー倶楽部、岐阜北カントリー倶楽部、OGC 岐阜中央ゴルフパーク

公共用水域における水質汚濁事故について速やかに対応するため、関係部署との間で「岐阜市河川事故対応措置」を作成し、水質汚濁による被害の拡大防止に努めています。

令和 4 年度の水質汚濁事故の発生状況は、右表のとおりです。

平成 15 年度から油類流出、魚類へい死に加え、白濁等の異常水質が認められた場合も「水質汚濁事故」として扱うことにしました。

■水質汚濁事故の発生状況(令和 4 年度)

事故内容	件数
油流出	27
魚類へい死	7
その他	12
合計	46



災害防止のために

日ごろから水質汚濁事故防止のための対策を考慮しておきましょう。

1 取り扱っている有害物質(品名)は何ですか

- ・ 品名
- ・ どんな危険性があるか知っていますか
- ・ 安全データシートの内容を把握していますか

2 保管場所は確認していますか

- ・ 場所
- ・ 不特定の人が触れられるところは避けましょう
- ・ 揮発性ものは冷暗所に保管しましょう
- ・ 地中にしみ込まないよう受け皿を設置しましょう

3 漏洩がないか定期的な点検を行っていますか

- ・ 保管記録をつけておきましょう
- ・ 使用量が急に増えていませんか。
- ・ 異臭がするなど、変わったことはありませんか。

事故が発生した場合

日ごろから事故対策について考えておきましょう
-最小限に抑えることが大切です-

1 有害物質の流出を止める(応急措置)

- ・ 事業場外への流出を防ぐ。
- ・ 吸着材などにより回収をする。
- ・ むやみに洗い流さない。
- ・ 流出した量を把握する。



2 安全対策を行う

- ・ 作業時はガス用マスク、保護手袋等を使用する。
- ・ 身の危険を感じたときには避難(させ)しましょう。

3 連絡先(関係機関)

水質事故対応 岐阜市環境保全課
058-214-2153
火災 (消防署) 119 058- -
警察 (警察署) 110 058- -0110

環境汚染対策マニュアルに目を通し、安全対策について考えておきましょう
このパンフレットを目の届くところに掲げておきましょう

◇岐阜地区地下水対策協議会

地下水揚水量、地下水位等の調査を行うとともに、地下水の適正かつ合理的な利用の推進に取り組み、広域的な地下水対策を図るため、昭和 45 年、当時の通商産業省が行った「地下水利用適正化調査」による地下水の過剰揚水の指摘を受け、昭和 50 年、3 市 4 町により協議会を設立しました。

昭和 58 年、1,000 m³以上の地下水を揚水する企業等が参加し、現在(令和 4 年度)、岐阜県、6 市 3 町(岐阜市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、山県市、岐南町、笠松町、北方町)及び 31 団体が参加し活動をしています。



◇長良川流域環境ネットワーク協議会

担当：環境保全課

長良川の水資源等の貴重な財産を次世代に引き継いでいくため、流域が共通認識のもと、環境保全活動を実施することを目的に、平成 19 年 7 月に設立し、環境学習の推進、支援、環境保全活動の啓発などを実施しています。

会員は、流域 18 市町(岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、郡上市、海津市、岐南町、笠松町、輪之内町、安八町、北方町、富加町)、賛助団体は 9 団体。



24 時間テレビ 長良川清掃プロジェクト

長良川流域環境ネットワーク協議会ホームページ
<http://www.nagaragawa-e.net/main/>

◇浄化槽設置整備事業

担当：環境二課

生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道区域以外の住宅に浄化槽を設置する場合、補助金を交付しています。

■補助制度の内容及び実績(令和 4 年度)

人 槽	高度処理型	実績	高度処理型以外	実績
5 人槽	384,000 円	22 件	332,000 円	0 件
6～7 人槽	462,000 円	13 件	414,000 円	0 件
8～50 人槽	585,000 円	2 件	548,000 円	0 件

■上乗せ補助制度の内容及び実績(令和 4 年度)

上乗せ要件	補助金額	実績
単独処理浄化槽又は汲み取り便所から合併処理浄化槽に切り替える際の配管工事に対して	300,000 円	8 件
単独処理浄化槽又は汲み取り便所を撤去して合併処理浄化槽を設置する際の撤去工事に対して	90,000 円	8 件

土壌汚染による健康被害を防止するため、土壌汚染対策法の規定により、調査結果に基づき要措置区域等を指定・公示し、最低限必要な措置を明示しています。

要措置区域とは、土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域です。



■要措置区域(令和5年3月末現在)

指定年月日	指定区域の所在地	指定基準に適合しない特定有害物質
令和元年4月25日	黒野 328-8、707-2、707-6(住所) 黒野字二の丸 328 番 8、328 番 17、 黒野字村前 707 番 2、707 番 6 の各一部(地番)	1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン 六価クロム化合物 シアン化合物 鉛及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
令和3年3月16日	大黒町四丁目4番1(住所) 大黒町四丁目4番1の一部(地番)	六価クロム化合物 シアン化合物
令和4年11月18日	北一色10丁目3番3(住所) 北一色10丁目3番2、3番11の一部、3番12の一部 (地番)	テトラクロロエチレン

形質変更時要届出区域とは、土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域(摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)です。

■形質変更時要届出区域(令和5年3月末現在)

指定年月日	指定区域の所在地	指定基準に適合しない特定有害物質
平成22年2月16日	水海道2丁目1-10(住所) 水海道2丁目1番10、1番25(地番)	テトラクロロエチレン
平成22年3月26日	早田町1丁目24(住所) 早田町1丁目24番(地番)	テトラクロロエチレン
平成24年10月12日	祈年町4丁目1番地(住所) 祈年町4丁目1番、5丁目34番、6丁目43、 44番の各一部、53番(地番)	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
令和3年1月27日	岩田西3丁目422番2の一部、423番の一部(地番)	砒素及びその化合物

3 騒音・振動・悪臭の規制

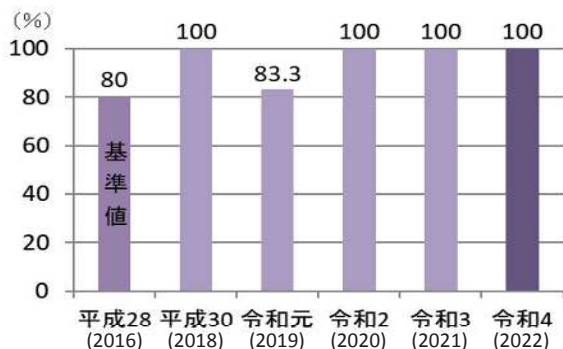
令和4年度の取り組み状況

施策1-3の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 騒音環境基準達成率（一般地域）

担当課：環境保全課

◆指標の見方 達成地点数／調査地点数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 80%	達成率 100%

◆市の取り組み等

騒音規制法に基づき、一般地域6地点において騒音調査を実施しました。環境基本法で定められた環境基準の達成状況は下表のとおりでした。

引き続き、騒音調査を行い、一般地域の環境について把握するとともに、生活環境の保全に努めていきます。

■一般地域における騒音の調査結果(令和4年度)

測定地点	用途地域	類型	測定結果(基準適否)	
			昼間	夜間
花ノ木町2丁目	第2種中高層住居専用地域	A	48dB(適)	36dB(適)
東鶉5丁目	第1種住居地域	B	49dB(適)	40dB(適)
池ノ上町2丁目	第2種住居地域	B	47dB(適)	33dB(適)
大学北2丁目	その他の都市計画地域	B	47dB(適)	38dB(適)
菊地町1丁目	準工業地域	C	48dB(適)	40dB(適)
宇佐南2丁目	準工業地域	C	53dB(適)	46dB(適)

※昼間:6時～22時、夜間:22時～6時

■達成状況の推移

区分	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査地点数	5	5	6	6	7	6
環境基準達成地点数	4	5	5	6	7	6
騒音環境基準達成率	80%	100%	83.3%	100%	100%	100%

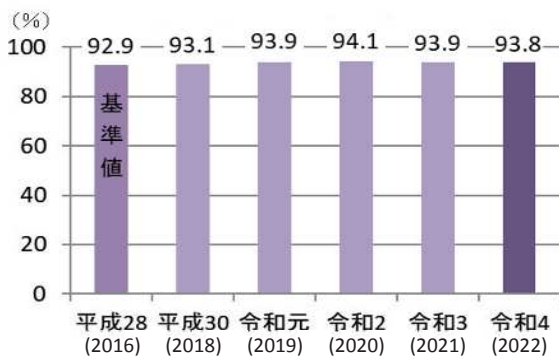
■類型別の環境基準値

類型	昼間	夜間
A	55dB以下	45dB以下
B	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

② 騒音環境基準達成率（自動車騒音）

担当課：環境保全課

◆指標の見方 達成戸数／調査路線沿線の全戸数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 93.8%	○
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 92.9%	達成率 95%

◆市の取り組み等

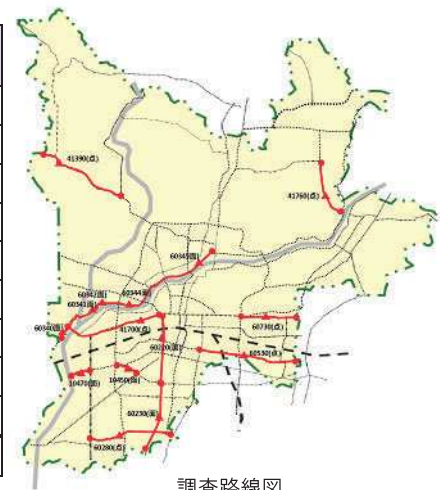
騒音規制法に基づき、道路に面する地域の評価対象 41 路線のうち、9 路線において騒音調査を実施しました。その結果、環境基本法で定められた環境基準の達成状況は下表のとおりで、近年の道路騒音状況は横ばいです。また、騒音規制法による自動車騒音による要請限度等の規制に基づき 15 地点で騒音調査を実施しています。

引き続き、騒音調査を行い、測定結果を道路管理者に通知し、道路に面する地域の環境改善を求めています。

■道路に面する地域における環境基準達成状況(令和4年度)

路線名 (調査単位区間番号)	評価 区間	対象住居 等戸数	昼夜間 達成戸数	達成率
一般国道 21 号線(10450)	1.1 km	143 戸	126 戸	88.1%
一般国道 21 号線(10470)	0.9 km	54 戸	54 戸	100%
岐阜羽島線(60220)	2.9 km	737 戸	591 戸	80.2%
岐阜羽島線(60230)	3.3 km	415 戸	415 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60340)	1.1 km	53 戸	52 戸	98.1%
墨俣合渡岐阜線(60341)	2.0 km	61 戸	61 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60342)	0.1 km	3 戸	3 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60344)	2.8 km	184 戸	184 戸	100%
墨俣合渡岐阜線(60345)	2.6 km	659 戸	658 戸	99.8%
41路線合計*	110.3 km	16,379 戸	15,358 戸	93.8%

※令和4年度を含め直近5年間の調査結果を集計して評価



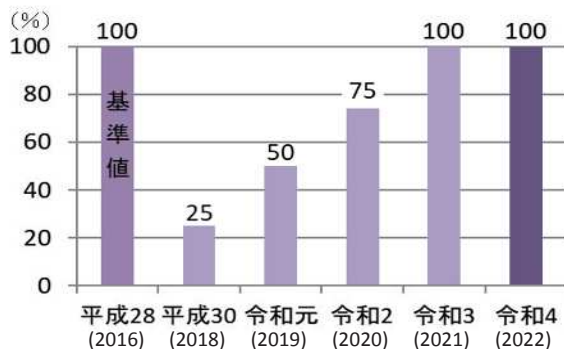
■達成状況の推移

区分	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
評価対象道路の達成率	92.9%	93.1%	93.9%	94.1%	93.9%	93.8%
当該年度の調査路線数	5 路線	10 路線	10 路線	7 路線	7 路線	9 路線
当該年度の達成率	98.4%	89.9%	93.7%	95.5%	97.0%	92.9%

③ 騒音環境基準達成率（航空機騒音）

担当課：環境保全課

◆指標の見方 達成地点数／調査地点数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
達成率 100%	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
達成率 100%	現状維持

◆市の取り組み等

市南東部は、航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定（昭和54年10月）がされており、その達成・維持状況を把握するため4測定地点において観測調査を行いました。その結果、環境基本法で定められた環境基準の達成状況は下表のとおりでした。

これからも岐阜基地周辺市町村連絡協議会を通じ、航空自衛隊岐阜基地や東海防衛支局に対し、騒音の改善や住宅防音工事の促進を求めています。



■航空機騒音に係る調査結果(令和4年度)※1

類型	測定地点	測定結果(基準適否)		
		春	秋	平均値※2
I	①前一色1丁目	50 dB (適)	51 dB (適)	50 dB (適)
II	②高田5丁目	56 dB (適)	60 dB (適)	59 dB (適)
II	③水海道1丁目	55 dB (適)	54 dB (適)	55 dB (適)
II	④岩地4丁目	51 dB (適)	54 dB (適)	53 dB (適)

※1 夏季と秋季に航空機騒音を7日間(24時間/日)測定

※2 算術平均ではなくパワー平均のため一般的な平均値とは異なる値になる

■達成状況の推移

区分	平成28年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
調査地点数	4	4	4	4	4	4
環境基準達成地点数	4	1	2	3	4	4
騒音環境基準達成率	100%	25%	50%	75%	100%	100%

■環境基準の地域類型指定(航空自衛隊岐阜基地周辺の地域)

類型	区域の区分(都市計画法に定める用途地域)	基準値
I	指定区域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	57dB 以下
II	指定地域のうち、I 類型以外の地域。ただし、工業専用地域、航空自衛隊岐阜基地の敷地、河川法に基づく河川区域を除く	62dB 以下

コラム

一般地域の自動車騒音に係る環境基準とは

環境基本法第16条第1項の規定に基づく、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準のことで、下表のとおり環境基準が定められています。また、騒音規制法や振動規制法により、道路を走行する自動車騒音・振動の限度(要請限度)が定められています。

■一般地域

類型	地域の区分	基準値	
		昼間	夜間
A	第1種区域、第2種区域のうち都市計画法に定める用途地域が第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	55dB以下	45dB以下
B	第2種区域(A類型に該当する地域を除く。)	55dB以下	45dB以下
C	第3種区域、第4種区域	60dB以下	50dB以下

※昼間:6時~22時、夜間:22時~6時

■道路に面する地域

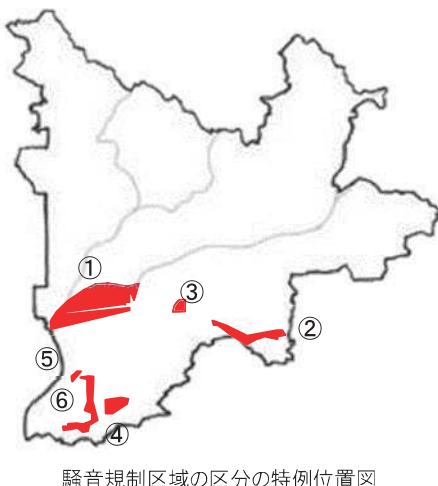
類型	地域の区分	基準値	
		昼間	夜間
A	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
C	車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として上表にかかわらず次表のとおりとなります。			
高速自動車国道、一般国道、県道、4車線以上の市町村道並びに自動車専用道路に面する区域		70dB以下	65dB以下
上記のうち騒音の影響を受ける面の窓をいつも閉めて生活している場合の室内		45dB以下	40dB以下

※昼間:6時~22時、夜間:22時~6時

■区域区分

区分	都市計画法第8条第1項第1号に定める用途地域等
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、田園住居地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	工業地域

ただし、当分の間、下記の地域については上表の区分を当てはめません。



騒音規制区域の区分の特例位置図

番号	地域の概要(主な地域)	区分
①	鏡島地域の特別工業地区	第3種区域
②	南長森地域の特別工業地区	第3種区域
③	厚見地域及び加納地域の名古屋鉄道名古屋本線以西、新荒田川以东、主要地方道岐阜環状線以北の準工業地域	第4種区域
④	県道笠松墨俣線以南、主要地方道岐阜南濃線以东、羽島用水西幹線以北、県道岐阜羽島線以西の第1種住居地域及び第2種住居地域	第3種区域
⑤	主要地方道岐阜垂井線以北の柳津町上佐波西1丁目の一部の市街化調整区域	第3種区域
⑥	境川以西の柳津町上佐波1丁目~5丁目、柳津町上佐波西2丁目の一部、柳津町下佐波1丁目~3丁目、5丁目~8丁目、柳津町高桑1丁目及び2丁目の第1種住居地域及び第2種住居地域	第3種区域

コラム

悪臭に係る規制基準とは

悪臭防止法により事業活動に伴って発生する悪臭の許容限度が定められており、その範囲内において、市が規制基準を定めています。

規制手法は、特定悪臭物質（現在 22 物質指定）の濃度による規制と臭気指数による規制があり、本市では、下表のとおり特定悪臭物質の濃度の許容限度を定め、規制基準としています。

■特定悪臭物質の規制基準（平成 8 年 岐阜市告示第 11 号）

No.	特定悪臭物質	規制基準	No.	特定悪臭物質	規制基準
1	アンモニア	1 ppm	12	イソバレルアルデヒド	0.003 ppm
2	メチルメルカプタン	0.002 ppm	13	イソブタノール	0.9 ppm
3	硫化水素	0.02 ppm	14	酢酸エチル	3 ppm
4	硫化メチル	0.01 ppm	15	メチルイソブチルケトン	1 ppm
5	二硫化メチル	0.009 ppm	16	トルエン	10 ppm
6	トリメチルアミン	0.005 ppm	17	スチレン	0.4 ppm
7	アセトアルデヒド	0.05 ppm	18	キシレン	1 ppm
8	プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	19	プロピオン酸	0.03 ppm
9	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	20	ノルマル酪酸	0.002 ppm
10	イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	21	ノルマル吉草酸	0.0009 ppm
11	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	22	イソ吉草酸	0.001 ppm

■関連する主な条例・計画等

施策 1-3 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇騒音の規制地域の指定及び特定工場等において発生する騒音の規制基準について(告示) 担当:環境保全課

騒音規制法の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について、規制する地域を指定し規制基準を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 5 号)により定めています。

■指定地域における特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域	昼間	朝・夕	夜間
第 1 種区域	50dB 以下	45dB 以下	40dB 以下
第 2 種区域	60dB 以下	50dB 以下	45dB 以下
第 3 種区域	65dB 以下	60dB 以下	50dB 以下
第 4 種区域	70dB 以下	65dB 以下	60dB 以下

（昼間:8 時～19 時
朝 :6 時～8 時
夕 :19 時～23 時
夜間:23 時～6 時）

◇特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する区域の指定について(告示) 担当:環境保全課

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に係る告示(昭和 43 年 厚生省・建設省告示第 1 号)別表第 1 号の規定により指定する区域を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 6 号)により定めています。

■特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

区域	騒音規制区域の区分	基準値
第 1 号区域	・第 1 種区域 ・第 2 種区域 ・第 3 種区域 ・第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80m の区域内の地域	85dB 以下
第 2 号区域	第 4 種区域のうち、第 1 号区域以外の地域	

◇自動車騒音の限度に係る指定地域内における区域の区分について(告示) 担当:環境保全課

騒音規制法の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の別表備考の規定により、a 区域、b 区域及び c 区域を告示(平成 12 年 岐阜市告示第 465 号)により定めています。

■騒音の要請限度

区域	騒音規制区域の区分
a	第 1 種区域、第 2 種区域のうち都市計画用途地域が第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域
b	第 2 種区域 (a 区域に該当する地域を除く)
c	第 3 種区域、第 4 種区域

区域	各区域の区分	基準値	
		昼間	夜間
a	1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b	1 車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
c	1 車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
	2 車線以上の車線を有する道路に面する区域		
ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、特例として上表にかかわらず次表のとおりとなります。			
高速自動車国道、一般国道、県道、4 車線以上の市町村道並びに自動車専用道路に面する区域		75dB 以下	70dB 以下

※昼間:6 時～22 時、夜間:22 時～6 時

◇振動の規制地域の指定及び特定工場等において発生する振動の規制基準について(告示) 担当:環境保全課

振動規制法の規定により振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定し、特定工場等において発生する振動の規制基準を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 8 号)により定めています。

■指定地域における特定工場等において発生する振動の規制基準

区域	騒音規制区域の区分	基準値	
		昼間	夜間
第 1 種区域	第 1 種区域及び第 2 種区域	60dB 以下	55dB 以下
第 2 種区域	第 3 種区域及び第 4 種区域	65dB 以下	60dB 以下

※昼間:8 時~19 時、夜間:19 時~8 時

◇特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する区域の指定について(告示) 担当:環境保全課

振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定により指定する区域を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 9 号)により定めています。

■特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区域	騒音規制区域の区分	基準値
第 1 号区域	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 種区域 ・第 2 種区域 ・第 3 種区域 ・第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80mの区域内の地域 	75dB 以下
第 2 号区域	第 4 種区域のうち、第 1 号区域以外の地域	

◇自動車振動に係る振動の規制基準に定める区域の区分等の指定について(告示) 担当:環境保全課

振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 の規定により市長が定める区域及び同表備考 2 の規定により市長が定める時間を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 10 号)により定めています。

■振動の要請限度

区域	騒音規制区域の区分	基準値	
		昼間	夜間
第 1 種区域	第 1 種区域及び第 2 種区域	65dB 以下	60dB 以下
第 2 種区域	第 3 種区域及び第 4 種区域	70dB 以下	65dB 以下

※昼間:8 時~19 時、夜間:19 時~8 時

◇騒音に係る環境基準地域類型の指定について(告示) 担当:環境保全課

環境基本法第 16 条第 2 項の規定により指定する区域を告示(平成 24 年 岐阜市告示第 607 号)により定めています。

◇悪臭原因物の排出規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準について(告示) 担当:環境保全課

悪臭防止法の規定により工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域を指定し、特定悪臭物質の規制基準を告示(平成 8 年 岐阜市告示第 11 号)により定めています。

■関連する主な事業等

施策 1-3 に関連する主な事業等は次のとおりです。(令和 4 年度)

◇工場・事業場への立入調査

担当:環境保全課

騒音規制法、振動規制法及び岐阜県公害防止条例により定められた設備を設置する工場や事業場に対し立入調査を実施し、届出の確認や規制基準の遵守を指導しています。

著しい騒音・振動を発生する施設を「特定施設」、これを設置する工場・事業場を「特定工場等」としています。指定地域内にて特定施設を設置する者は規制基準を遵守し、設置や変更などをする場合は事前に届出が必要です。



■届出と立入調査件数(令和 4 年度)

区分	届出	立入調査
騒音規制法	123 件	59 件
振動規制法	99 件	44 件
岐阜県公害防止条例(騒音)	113 件	46 件

◇臭気発生事業場実態調査

担当:環境保全課

悪臭防止法の規定により市が定めた特定悪臭物質の規制を行うため、臭気発生事業場における特定悪臭物質濃度及び臭気濃度を測定し、指導しています。



コラム

かおり風景 100 選

環境省が平成 13 年に、豊かな「かおり」とその源となる自然や文化・生活を一体として将来に残し、伝えていくため「かおり風景」を広く募集し、応募の中から特に優れたもの 100 地点を選定しました。

100 選には、花や樹木、潮風、温泉、みかん、カボス、りんご等の果物などの自然の香りのほか、にかわ、墨、線香、茶、塩わかめづくりなどの伝統工芸や地方の特産などに関わるものなど様々な「かおり風景」が選ばれました。

岐阜県では、加子母村の檜とササユリ(加子母村)、飛騨高山の朝市と古い町並(高山市)、種倉棚田の雨上がりの石積(宮川村)が選定されました。



出典:環境省 かおり風景 100 選パンフレット

4 環境美化の推進

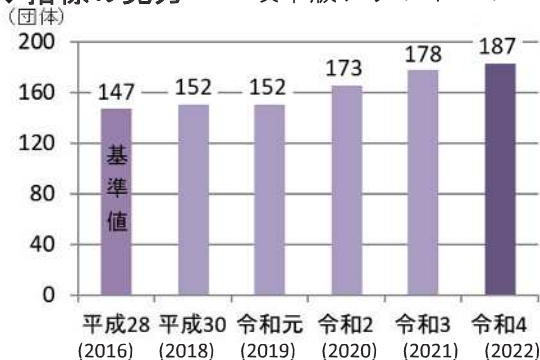
令和4年度の取り組み状況

施策1-4の指標の取り組み状況は次のとおりです。

① 岐阜版アダプト・プログラムの登録団体数

担当課：市民活動交流センター

◆指標の見方 岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”の登録団体数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
187 団体	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
147 団体	170 団体

◆市の取り組み等

本市では、「ぎふまち育て隊」として、通常の「一般型(公共空間での清掃活動)」に加え、「創造型」「文化財型」「環境保全型」の4タイプのアダプト・プログラムを設け、都市美化活動等の支援を実施しています。

引き続き、様々な広報媒体を活用しながら周知啓発に努めていきます。

■岐阜版アダプトプログラムの登録団体数(令和5年3月現在)

区分	団体数
一般型 公共空間での清掃活動	168 団体
創造型 維持管理までを念頭に置き、企画段階から市民が参画し、活動するもの	14 団体
文化財型 民有地内にある、まちのシンボリックな文化財などの美化活動を対象としたもの	1 団体
環境保全型 環境保全を念頭に置いた、美化・整備活動	4 団体

■『アダプト・プログラム』とは

アダプトとは「養子縁組をする」という意味で、公共空間を住民の皆さんが養子のように愛情をもって面倒をみる、ということ。継続的に公共空間の美化活動を進めるため、活動団体と行政が覚書を結び、活動団体名を記載したサインボードを行政が設置する。活動地域にサインボードを設置することで、その地域のポイ捨ての減少が期待でき、活動団体のステータス(誇り)にもなる。

② 市中心部におけるポイ捨てごみの総数

担当課：資源循環課

◆指標の見方 ポイ捨てごみ定点観測調査によるポイ捨てごみの総数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
2,106 個	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
3,406 個	減少

◆市の取り組み等

■ポイ捨てごみ定点観測調査とは

市中心部(市役所・ぎふメディアコスモス周辺～JR 岐阜駅の路上喫煙禁止区域内 17 区間及び区域外 5 区間の計 22 区間)において、年 4 回、ポイ捨てごみ全般を拾い集め、区間ごとにごみの種類(たばこの吸い殻、たばこの箱・フィルム、ビン・カン・ペットボトル、紙くず、プラスチックくず、その他の 6 種類)に分けて集計。

引き続き、様々な広報媒体を活用しながら周知啓発に努めていきます。

③ 路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数

担当課：資源循環課

◆指標の見方 ポイ捨てごみ定点観測調査による路上喫煙禁止区域内でポイ捨てされたたばこの吸い殻の個数



◆現況値 (令和4年度)	達成度
687 個	◎
◆基準値 (平成28年度)	◆目標値 (令和4年度)
1,565 個	減少

◆市の取り組み等

「岐阜市まちを美しくする条例」に基づき、JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、柳ヶ瀬、旧市役所本庁舎跡・南庁舎跡周辺、みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺などの区域と金華山登山道、岐阜公園の一部、川原町界隈の区域を路上喫煙禁止区域に指定し、指定喫煙場所を除き路上喫煙を禁止しています。また、区域内は路上喫煙防止指導員によるパトロールを実施しています。

引き続き、様々な広報媒体を活用しながら周知啓発に努めていきます。

■関連する主な条例・計画等

施策 1-4 に関連する条例・計画等は次のとおりです。

◇岐阜市まちを美しくする条例

担当：資源循環課

空き缶等ごみの散乱及び犬等のふん害の防止並びに喫煙の禁止について必要な事項を定めた岐阜市まちを美しくする条例を平成 11 年 3 月に制定し、平成 11 年 7 月から施行しています。



【基本理念】(第 3 条)

環境美化のための活動及び施策は、市民等、事業者、占有者等及び市が協働し、すべての者の参加及び公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取り組むことを基本理念として行わなければならない。

【環境美化の日】(第 8 条)

環境美化について関心と理解を深めるため、5 月 30 日及び 11 月の第 3 日曜日を「環境美化の日」と定め、主に自治会を中心に市内で一斉清掃活動を行っています。

- ・ 5 月 30 日 ⇒ 5・3・0(ごみゼロ)運動
- ・ 11 月の第 3 日曜日 ⇒ クリーンシティぎふの日運動

【空き缶等ごみの投棄等の禁止】(第 13 条)

公共の場所や他人が占有している場所等において、空き缶等ごみの投棄や犬等の排泄したふんの放置がされないよう、看板作成・配布等を行っています。

◇路上喫煙禁止区域の指定(告示)

担当：資源循環課

たばこの吸い殻のポイ捨てを防止し、さらなる環境美化の推進を図ることを目的に、岐阜市まちを美しくする条例に基づき、平成 20 年度から路上喫煙禁止区域を指定し、名称、区域、指定の効力の発生年月日、指定年月日、指定する時間帯を告示しています。

■路上喫煙禁止区域(令和 5 年 3 月末現在)

指定区域	指定日	効力発生日
JR 岐阜駅周辺、長良橋通り、玉宮通り、柳ヶ瀬及び旧市役所(本庁舎跡・南庁舎跡)周辺	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20 年 10 月 1 日 (平成 21 年 1 月 1 日から過料徴収開始)
金華山の 10 の登山道、岐阜公園の一部、川原町界限	平成 23 年 3 月 1 日	平成 23 年 9 月 1 日 (同日から過料徴収開始)
みんなの森 ぎふメディアコスモス周辺	平成 27 年 2 月 12 日	平成 27 年 8 月 1 日 (同日から過料徴収開始)
JR 岐阜駅東区域	平成 30 年 11 月 15 日	平成 31 年 3 月 1 日 (同日から過料徴収開始)
市役所新庁舎及びみんなの森 ぎふメディアコスモス敷地内	令和 3 年 3 月 2 日 (指定の解除)	(健康増進法による喫煙禁止の対象となるため、市役所新庁舎の開庁に合わせ、令和 3 年 5 月 6 日から禁止区域の指定を解除)

路上喫煙禁止区域では、路上喫煙防止指導員 3 名によるパトロールを行い、周知・啓発・指導等を通して喫煙のマナー、モラルの向上を図っています。なお、指定した路上喫煙禁止区域内の公共の場所(市長が指定した喫煙場所を除く)において喫煙した者(違反者)には、2,000 円の過料を科しています。



■関連する主な事業等

施策 1-4 に関連する主な事業等は次のとおりです。(令和 4 年度)

◇岐阜市都市美化推進事業補助金

担当:資源循環課

岐阜市都市美化推進連絡協議会(50支部)が行う都市美化の推進活動(ごみゼロ運動やクリーンシティぎふの日運動などの道路、公園、河川等の公共場所の清掃活動)に要する清掃用具購入費等に対して、補助金を交付しています。



◇都市美化啓発事業

担当:資源循環課

環境美化の日に市内で実施される一斉清掃について、広報等で市民に地域の清掃活動への参加を呼び掛けています。また、空き缶等の投棄や犬等のふんの放置を禁止するため、自治会等と連携し看板等を設置し啓発を行っています。



◇路上喫煙禁止啓発

担当:資源循環課

路上喫煙禁止区域では、路上喫煙防止指導員が区域内を巡回し、啓発指導及び過料徴収を行っています。また、啓発看板や路面標示等を整備するとともに、本市で行われる祭りなどのイベント等に合わせて、ポイ捨て防止の街頭啓発を行っています。

■フラッグアーケード



■路面標示



■看板



■啓発



◇都市美化ごみ収集運搬事業

担当:環境一課

良好で快適な生活環境を保つため、自治会やボランティア団体などが地域清掃などで集めた都市美化ごみを収集しています。



■関連する主な市役所の活動

施策 1-4 に関連する市役所の活動を紹介します。(令和 4 年度)

◇清掃・美化活動

担当:資源循環課

市民に環境美化について関心と理解を深めてもらうため、岐阜市まちを美しくする条例に定められた環境美化の日の清掃(5・3・0(ごみゼロ)運動)をはじめ、長良川清掃など、職員が率先して清掃を行いました。

